

議案第8号

葛飾区新金貨物線旅客化整備基金条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

新金貨物線の旅客化の整備に要する資金に充てるため、基金を設置する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区新金貨物線旅客化整備基金条例

(設置)

第1条 新金貨物線の旅客化の整備に要する資金に充てるため、葛飾区新金貨物線旅客化整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、葛飾区一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、葛飾区一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 葛飾区長（以下「区長」という。）は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。